

[事案 2023-221] 就業不能給付金支払請求

・令和6年3月27日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、契約解除の無効と今後の就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年9月から令和5年2月までうつ病で入院（入院①）し、同年4月から同年8月までうつ病にて入院（入院②）したため、令和4年4月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を無効とし、今後も就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)告知義務違反解除の原因は皮膚科によるものであり、今回の傷病（うつ病）とは因果関係がないと思われるので、引き続き給付金を支払ってほしい。
- (2)現在の生活に困っているため、就業不能の原因であるうつ病の回復まで契約解除は待ってほしい

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の解除日である令和5年7月よりも前に発生している事由は給付金の支払対象となる。入院①②については、支払事由の原因傷病と解除の原因となった疾病との因果関係は認められないと判断したため、解除日以前の事由にもとづく就業不能給付金は支払っていない。
- (2)本契約は解除日をもって契約が終了しており、契約終了後は保障の対象にはならない。約款の定めは、告知義務違反解除前の事由による給付金に関する定めであり、解除日以降の事由について支払対象となることを定めたものではない。
- (3)告知義務違反解除は、契約者の生活上の理由等は要件となっていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。